

オウム対策住民協議会

烏山地域オウム
真理教(現アレフ)
対策住民協議会

「観察処分」延長こそ私たちの願い

「観察処分」が 延長されなければ

現在、オウム真理教(現アレフ)は、「危険と認定された集団」として、公安調査庁による「観察処分」に付されています。

この「観察」という規制措置が行われているから、教団は、この烏山地域内での実質的な「布教活動」が出来なくなっていると言って良いでしょう。

他区においては、チラシを配布しようとした信者が、住居不法侵入の容疑で警察に逮捕されています。オウム真理教は、場所と機会さえあれば、布教活動を再開しようとしているのです。

その「観察処分」は、来年(平成十五年)一月末をもって、終了することになっています。「観察処分」という「公安当局からの監視の目」が、失われたらどうなってしまうのでしょうか？

布教と称して、私たちの家に彼らが現れたら皆さんはどうしますか？また、趣味のサークル活動のつもりが、いつの間にか教団施設に足を運びその結果、信者になっていたらどうしますか？

教団は我々衆生を救うこと、そして教勢を拡大すること、それが行動原理なのです。そのため様々な手練手管の

ノウハウを用意していると言ってもいいでしょう。

インターネット上では完全に復活している状態です。また、上祐史浩代表の写真の入ったチラシを配り始めています。

カルトへの免疫がない私たちはいとも簡単に虜になってしまいます。

観察処分の延長こそ が私たちの最後の砦

烏山地域には、たくさんの一般住民や、他地域からやってくる学生や買い物客がいます。その人々が、安心して日々の暮らしを営み、「楽しい烏山」として訪れることのできる町にするためには、最終的にはオウム教団の解散、信者の脱会・社会復帰が必要ですが、今の段階では「観察処分」無くしては、町の安全が保たれる保証はありません。

私達「烏山地域オウム真理教(現アレフ)対策住民協議会」では、この、公安調査庁による観察処分の延長を求める署名活動を行ってきています。平成十四年七月の段

階で、約三万名の署名が集まっています。9月初めにはこの署名をもって公安調査庁に要請に行きます。

これから続ける 署名運動

この「観察処分の延長」の問題は、烏山地域だけの問題ではありません。いっどこで次の「烏山地域」が出来るかわかりません。ある一定期限が過ぎ「観察処分は解ける」ということになったら、オウムは次々に新たな拠点となる場所を求め、復活に向けた活動をはじめることになるでしょう。

国や東京都、世田谷区などの行政が解決すべき問題だから、と、無関心になってはいませんか？ 次には、あなたの隣、あなたの大切な人が暮らす街に、オウムがやってくるかもしれないのです。大切なのは、オウムの引き起こした事件の数々を忘れずに、監視続けること。そして、「出来る事からはじめましょう」

署名というものは、ある程度集めて提出して「はい、終わり」というものではありません。数が多ければ多いほど「力」となります。それは、署名してくださった人たちが一人ひとりの「声」だからです。

まだ署名に参加していない方は、ぜひあなたの「声」となる、署名の一筆をお願いします。また、この輪を今後も日本各地で起きるであろう、オウム真理教の進出問題の、良い前例となるように、各地への呼びかけもしてみてください。



「観察処分」延長の 署名活動報告

去る7月19日の実行委員会において、夏休みを利用しての「観察処分」延長の署名活動が決定された。

「子どもまつり」や「盆踊り」などの行事を利用し、今までに頂いていた署名用紙の空いている部分を埋めるのが、主な目的である。

7月20日(土) 千歳烏山駅周辺と上北沢小学校の二手に分かれ、午後4時から6時の2時間の活動をした。

短い時間内であったにもかかわらず、「応援しています」「頑張ってください」などと、暖かい励ましの言葉もいただき、多くの方が署名して下さいました。また、募金までしてくれた小学生グループなどもあり、あらためて多くの住民の支援を感謝し、勇気づけられました。ご協力ありがとうございました。

7月22日(月)
烏山区民センターホール「夏休み親子映画会」

午前、午後合わせて100名以上の入場者があり、ほとんどの人たちが署名に快く応じてくれました。

7月27日(日)
新樹苑「盆踊り」

公安調査庁へ要望書を(署名用紙も一緒に)提出する期限も迫ってきました。

暑い暑い夏も署名活動を続けながら乗り切ってくださいと思っております。ご協力よろしくお願いいたします。

「A2」上映会とトークショーは、オウムと一部のマスコミ関係者の利益行為?

8月4日にGSハイム管理組合の理事長のところに、フリーライターと称する人物とテレビ局の記者と称する人物が訪ねてきて、「GSマンションの中庭部分（現在貨車や廃材が置かれているプール跡地）をきれいにするよい方法が見つかりました」などと言って、GSの敷地内を利用して、映画『A2』の上映会とトークショーを実施したいのでご協力くださいとの申し入れがあった。彼等いわく、中庭をきれいにするから協力してくれということだ。しかも、日時も確定し、立派なチラシまで作成していながら、GSハイムの住民には全く連絡もなく、確定事項としてご協力をお願いするというやり方は全く持ってGSの住民を無視しているといわざるを得ず、GSの管理組合住民は憤りを感じ、この上映会の即刻中止を要請している。

この「A2」の上映会とトークショーは、Aの庭実行委員会という組織が主催者ということになっているのだが、メンバーには、いわゆる人権派と呼ばれる人たちが名を連ね、そこに、オウム真理教の在家信者や、今回オウム真理教（現アレフ）に施設を賃貸している大家も加わっている。さらに、主催者側では、参加者より1000円のカンパ金を集め、地下鉄サリン事件等の被害者の会に寄付をするという形を取っている。一見、意義のあるイベントであるという形式だけは作っているのである。そのために、一部群馬や横浜のオウムに反対している人も名を連ねてはいる。しかしながら、この実行委員会には、大学教授や弁護士なども参加しているのだがこれらの良識のある人たちが、実情を理解した上でこの上映会に賛同しているのか甚だ疑問だ。「Aの庭」＝「アレフの

庭」という実行委員会の組織名もオウム擁護の意図が明らかである。さらに、彼ら（フリーライター等）によると、観客が約200人程度集まるとい話であるが、恐らくそのほとんどはオウム真理教信者もしくはその関係者になるであろう。一般の人が参加するとは到底思えない。

今回のこのイベントについては、フリーライターとテレビ取材記者などのマスコミ系の人間が関わっていることがもっとも大きな問題だ。オウム真理教（アレフ）側にとってみれば、地域でのイベントに参加することによって、地域住民との対話を持つという構図がマスコミを通じて報道されれば危険な集団ではないというアピールができるし、住民票も受理されたことで、人権を盾にした信教の自由などを叫ぶことができる。しかしながら、これらに反対している住民側としては、この催しに賛同した上で反対意見を述べるといわけにも行かず、実力行使による催しへの反対行動を起こせば、それこそ、マスコミ報道の材料を提供していることになり、一部マスコミの思う壺だ。彼等にとっては、今回の企画はどちらに転んでも、報道という名目を得て、それらの内容を文章や映像として雑誌やテレビ局に販売できるのだ。今回の企画は、ある一部マスコミの人間とオウム（アレフ）との利益が一致して生まれた企画であることには間違いなく、そんな企画にGSの一般住民や周辺の住民が納得できないことは言うまでもないであろう。

8月20日、上映会中止要請が受け入れられ、GSハイムでの上映会は中止になりました。

団体規制法に基づく 観察処分期間の延長に向け、各政党への要請行動

平成15年1月でオウム真理教（現アレフ）への団体規制法に基づく観察処分の期間が終了する事にもない、住民協議会では、4月から始めた観察処分の期間更新（延長）を求める署名を、世田谷区を始めとする多くの皆様のご協力の元に行っております。（7月19日現在29,492名）

秋の国会での審議に向けて、7月9日、住民協議会は世田谷区と協力して各政党への要請行動を行いました。

世田谷区からは水間賢一、八頭司達郎両助役を始め、区幹部職員35名。住民協議会は、倉本俊幸会長、山田雅則実行委員長始め14名が参加しました。要請書は自由民主党、民主党、公明党、日本共産党、社会民主党、自由党、保守党の代表者へ手渡しました。その際、オウム真理教の現在の実態として居住信者が100名近くに増え、烏山の施

設が本部機能を持ち拠点化している等、危険な現状を述べ、観察処分更新(延長)への思いを訴えました。

各政党の反応は「党を挙げて協力する」「前向きに協力する」「地元の要求に応える見通しはある」など総じて好意的でした。

この事は、私達住民が1年8ヶ月続けてきたオウム真理教に反対するさまざまな活動、観察処分の期間更新（延長）の署名活動などを各政党が認めてくれた事でもあり、今後の活動への励みにもなりました。

住民協議会は以上の事を確認しながらも、楽観する事なく今後の署名活動を一層盛りあげます。あらゆる手段を尽くして、観察処分更新（延長）を実現しましょう。

住民協議会活動報告

7月19日(金) (昼) 各政党への要請行動
(夜) 実行委員会

7月20日(土) 「観察処分」延長の署名運動
烏山駅、上北沢子どもまつり会場

7月22日(月) 「観察処分」延長の署名運動
烏山区民センターホール

「夏休み親子映画会」会場

7月27日(日) 「観察処分」延長の署名運動
新樹苑盆踊り会場

8月10日(土) 企画部会

- ・「観察処分」延長の署名結果他
- ・「A2」上映会問題について

8月12日(月) 広報部会

- ・協議会ニュース19号校正

8月19日(月) 広報部会

- ・協議会ニュース19号2回目校正、20号について

8月20日(火) 実行委員会

- ・協議会活動について

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。